

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-009 事件

競技者氏名： X

競技種目： ボディビル競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 28 年 3 月 16 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 宍戸 一樹



聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 28 年 2 月 19 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 28 年 3 月 16 日

宍戸 一樹 

浅見 俊雄 

目崎 登 

記

[決 定]

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2015 年 第 61 回男子日本ボディビル選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.1.2 項、10.2.2 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 11 月 5 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成27年10月12日に実施された競技会検査（以下「本件競技会検査」という。）において競技者から検出された物質オキシロフリン（oxilofrine）は、2015年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6. 興奮薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2015年第61回男子日本ボディビル選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・上記検出物質は、「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、競技者の上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証を行っていない。他方で、競技者は、上記検出物質は「SP250」なる名称で販売されていた一酸化窒素系サプリメント（以下「本件サプリメント」という。）に含有されており、上記物質が検出されたのは、競技者が本件競技会前のトレーニング期間中及び本件競技会当日に同製品を同物質の含有を意識しないままに使用したことによるものであると主張するが、当該事実については、本聴聞会の結果から、これを合理的に認定することができる。したがって、本件は、JADAが本件の違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないことから、本規程10.2.1.2項及び同10.2.2項に従い、資格停止期間は原則として2年間となる。
- ・次に、資格停止期間の取消し・短縮を認めるべき事情の有無につき検討するに、まず、本規程10.4項の定めに基づく例外的な資格停止期間の取消しについては、競技者はその適用の主張・立証をしておらず、実際にも、競技者に「過誤又は過失がない」ことを認めるべき事情は認定できない。
- ・他方で、競技者は、自らが本件サプリメントを摂取した行為について「重大な過誤又は過失がない」と主張していることから、当該主張の是非について検討する。この点、競技者は、本件サプリメントを摂取した経緯について大要以下のとおり述べている。
 - ① 本件サプリメントは、もっぱらパンプアップ効果の獲得を目的として、海外事業者の開設したウェブサイトにて購入・輸入したものである。
 - ② 競技者は、本件サプリメントを摂取する以前は、本件サプリメントと同系列に属するサプリメントを使用しており、かつ、当該サプリメントの使用期間中に競技者に対して行われたドーピング検査の結果が陰性であったことから、当該サプリメントの後継製品として発売された本件サプリメントもまた禁止物質を含まないものであったと認識していた。
 - ③ 競技者が本件サプリメントを購入したウェブサイトは、日本人が海外で経営しているとされる販売・輸入代行業者により運営されており、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟（以下「JBBF」という。）の公式スポンサーであることを標榜していたのみなら

ず、当該業者の取締役の一人が JBBF の委員や公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の強化スタッフを務めていたこと等から、当該業者が世界アンチ・ドーピング機構の規則、とりわけ禁止表に違反するサプリメントを販売していたとは考えもしなかった。

- ④ 競技者は、本件サプリメントの使用前の段階においてその成分につき（ハーブについてはその別名の有無も含めて）インターネット上で調査を行ったが、禁止物質の存在は確認できなかった。
- ⑤ 本件競技会検査の際に作成されたドーピング・コントロール・フォームにおいても、競技者は本件サプリメントを使用している旨を申告した。

- ・ しかしながら、当該サプリメントは、そのラベルにおいて、本製品は特定の団体によって禁止される物質を含む可能性があり、検査に関するすべてのリスク、責任や結果について自己責任でもって摂取すべき旨（THIS PRODUCT MAY CONTAIN INGREDIENTS BANNED BY CERTAIN ORGANIZATIONS. USER ASSUMES ALL RISKS, LIABILITIES OR CONSEQUENCES REGARDING TESTING.）の警告文が大文字にて明記されており、この点を一度でも読めば、当該サプリメントには何かしらの禁止物質が含まれており、自己がこれを摂取した場合にドーピング検査で陽性となるリスクがあることにつき容易に思い当たったはずであるというべきである。この点について競技者は、サプリメントに含まれている特定のハーブは、国によっては禁止されているものがあるため、上記の警告文はこの点について注意喚起を行ったものであると考えたと釈明する。しかしながら、競技者は、本聴聞会において、上記の警告文は、以前に競技者が使用していた複数種類の従来製品のラベルには記載されておらず、本件サプリメントにおいてはじめて記載されるに至ったことに気づいたとも述べており、かかる事情に加え、海外事業者の通信販売ウェブサイトを通じて入手したサプリメントに禁止物質が含まれている危険性については JBBF による研修・注意喚起等を通じて既に認識していたものであることが認められること、及び、ウェブサイトの運営事業者が JBBF の「公式スポンサー」であったことや、その役員が JBBF や JOC の関係者でもあったという事実は、ウェブサイトにおいて販売される個々の商品・製品につき禁止物質が含まれないことまでを当然に保証するものではないこと等の事情に照らせば、本件において競技者には重大な過誤又は過失がなかったとは到底いえない。
- ・ 以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項の定めに基づき、競技者を 2 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 27 年 11 月 5 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 28 年 2 月 19 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 11 月 5 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上